

通訳案内士等による観光ガイド事業 との一体運送について(解説)

許可又は登録を要しない運送について

- 自家用車(白ナンバー)を使った運送行為は法令により国の「許可又は登録」が必要な場面がある
- 「許可又は登録」が必要にも関わらずに有償による運送行為を行うと法令により罰せられる場合がある
- 「許可又は登録」を要しない運送行為の具体例の一つが「**通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送**」
(詳細は次ページ)

道路運送法による

自家用有償旅客運送(法78条2号**登録**)
交通空白地・福祉有償運送(いわゆる公共ライドシェア)

自家用自動車による有償運送(法78条3号**許可**)
スクールバス・自家用車活用事業(いわゆる日本版ライドシェア)

違法

白タク
白バス

道路運送法によらない

許可又は登録を要しない運送態様
無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

【具体例】
**通訳案内士等による
観光ガイド事業との一体運送**

通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送

許可又は登録が「不要」な場合

○国・地方公共団体及び公益社団法人日本観光振興協会並びに公的機関が認定・付与する資格を有する観光ガイドが、ガイドのために人を運送する場合で、運送に特定した反対給付がない場合

○運送に特定した反対給付がない場合とは
提供されるメインのサービスが有償であっても、当該サービスの利用者へ付随的に提供される運送について、送迎利用の有無にかかわらず利用料に差異がない場合



許可又は登録が「必要」な場合

○観光ガイドと称していても、提供されるサービスの実態が、当該地域に関する専門的な知識や高度な語学力等に基づくガイドの提供ではなく、単に目的地への運送のみである場合